

## 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正案に関する意見 の募集に基づく意見について

2012年6月13日

日本自治体労働組合総連合  
公衆衛生部会長 石原昭彦

私たちは、憲法第25条に基づき、国民のいのちと健康な暮らしを守るため、公衆衛生の向上を図ることを目的に活動をしています。

今般の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正の概要（案）」について、意見募集に基づき下記のとおり提出します。同指針の改正にあたっては、危機管理に偏重せず、公衆衛生行政の充実強化を図られるよう要望します。

### 記

#### 1（1）について

意見1：近年、高齢者人口の急速な進展や核家族化等のほか、非正規労働者やワーキングプア・低所得労働者の増加等とも相まって、自助はもとより共助の体制も少なくなっているといわれている。いのちと健康に関わる公衆衛生においては、公的責任を明確にし、国や自治体が「地域保健対策の推進」を主体的に担うことが求められている。まずそのことを明記すること。「自助及び共助」を唱えることで、公的責任を曖昧にしてはならない。「自助及び共助」の前提として、予算と人員の確保が行政に求められている。

意見2：「ソーシャルキャピタル」という言葉は、まだ一般化されておらず、絆や結びつき等の概念として使われることもあることから、他の語句の使用を検討されること。また、「企業といったソーシャルキャピタルの場の積極的な活用」は問題である。行政の公的責任を抜きにした「ソーシャルキャピタル」であってはならない。

#### 1（2）（ア）について

意見3：「ソーシャルキャピタルを活用し、地域のNPO、民間組織などと連携」とあるが、NPOや民間組織はソーシャルキャピタルなのか、違うのか不明瞭である。

#### 1（3）について

意見4：国は専門技術職員の養成に努めるとともに、「人材確保に向けた措置をとること」を追加すること。

今、「地域保健対策の推進」の最も大きな課題は、専門職と行政職の人員不足であると考える。人員増は必要不可欠である。

## 7 (2) について

意見5：医師である専任の保健所長の確保が著しく困難である場合についての追加項目であるが、医師以外の保健所長の配置を助長する内容であるので追加しないこと。

これは、地域保健対策検討会での討議もされず、また報告書にも載っていない事項であり、問題である。所長の兼務状態の解消には「安心と希望の医療確保ビジョン」を確実に履行するとともに、国からの派遣を含めて対応すること。

## 9 (1) について

意見6：追加事項で、「監視員等の資質向上等を通じて」の記載は、あたかも食品衛生監視員の資質が低下しているように読み取られ、憤りを感じる。地域保健対策検討会では、都道府県による監視回数の違いや食品衛生監視員が減少していることが取り上げられたが、「監視員の資質が低下している」等の発言はなかったと思慮する。現指針の食品衛生対策における「人材の養成及び資質の向上」では、食品衛生に従事する事業者に対する対策と判断されるが、今回の追加事項は全くの見当違いであり、増員を図り体制を強化することこそが重要である。

また、現指針の第二、一、1 (一) (2)「保健所の集約化により、食品衛生及び生活衛生関係事業者等に対するサービスの提供に遺漏がないよう・・・」の項目があるため、保健所の集約・縮小と併せて監視体制の集中化が進み、監視員の減少により監視件数が大きく減少したものである。については、現指針から「保健所の集約化により」を削除すること。

日本自治体労働組合総連合・公衆衛生部会

〒112-0012 東京都文京区大塚4丁目10番7号

電話：03-5978-3580

FAX：03-5978-3588

担当：公衆衛生部会事務局長 梁瀬和美

千葉県市川健康福祉センター（市川保健所）

健康生活支援課

〒272-0023 市川市南八幡5-11-22

電話 047-377-1101 FAX 047-379-6623